

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金
(低所得者の子育て世帯への加算給付)申請書(請求書)

支給市区町村
(宛先) 狭山市長

【提出期限】令和6年5月31日(金)必着

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 加算給付対象児童

対象となる児童は下記のとおりです

- ①「申請・請求者」と同一世帯、もしくは別世帯で扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
- ②令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

※他自治体で同様の加算給付対象になっている児童は対象外です

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	申請・請求者と同居・別居の別	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載
1			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
2			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
3			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
4			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	

※記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて記入してください

3. 振込先金融機関口座 ※①、②、③のいずれか一つのチェック欄(□)にチェック(✓)してください

①「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(物価高騰対策)」の受取口座への振込を希望します

→「振込先金融機関口座確認書類」の写し(コピー)の提出は不要です

②下記の口座への振込を希望します(原則、「1. 申請・請求者(世帯主)」名義の口座とします)

→下記の【振込先口座記入欄】のどちらかに必要事項を記入の上、「振込先金融機関口座確認書類」の写し(コピー)を提出してください

【振込先口座記入欄(ゆうちょ銀行以外)】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

【振込先口座記入欄(ゆうちょ銀行)】※通帳見開き左上の「記号・番号・おなまえ」欄に記載されている内容を記入してください

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号・おなまえ(お名前)を記入してください。	1		

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください

③申請・請求者(世帯主)名義の公金受取口座※への振込を希望します

→「振込先金融機関口座確認書類」の写し(コピー)の提出は不要です

※公金受取口座とは、マイナンバーとともに国に登録手続きを行った金融機関口座のことです。
公的年金が振り込まれている口座や過去に給付金・還付金を受け取ったことのある口座が自動的に登録されるものではありませんので、ご注意ください。

※ 金融機関の口座が作れない方、どうしても口座による受け取りができない方は、裏面に記載の【問合せ先】に連絡してください

裏面も必ず確認してください

4. 代理申請・代理受給

世帯主以外の代理人が申請する場合や代理人名義の口座への振込を希望する場合は記入してください

(フリガナ) 代理人氏名	世帯主との関係	代理人の生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日	代理人の現住所 電話: ()
上記の者を代理人と認め、 (申請書の提出 申請書の提出及び給付金の受給 どちらかに○) を委任します		世帯主氏名	署名または記名押印 印

【誓約・同意事項】

下記の全ての事項を確認し、誓約・同意します ※確認後、左記のチェック欄(口)にチェック(✓)してください

- 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算給付)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します
- 世帯の中に、住民税が課税となる所得を申告していない者はいません
- 市が申請内容を審査するにあたり、住民基本台帳上の情報や税情報等について公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める、又は提供することに同意します
- 公簿等で確認できない事項について、市から関係書類の提出を求められた場合には該当書類を提出します
- この申請書は市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱われることに同意します
- 市が支給決定をした後、申請書の不備(記入された口座情報等が誤っている等)により支払が完了せず、かつ、市が申請者に連絡したにもかかわらず、令和6年6月28日(金)までに申請書の記入内容が是正されない場合は給付金が支給されないことに同意します
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します

【提出書類】 ※提出書類が不足している場合は、書類不備として申請書が受理されませんので必ず提出してください

「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算給付)申請書(請求書)」
※必要事項を記入してください

『振込先金融機関口座確認書類の写し(コピー)』 ※いずれか1つ
通帳やキャッシュカードなど、振込先口座の金融機関名(金融機関コード)・支店名(支店コード)・口座番号・口座名義(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を提出してください

『申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』 ※いずれか1つ
申請・請求者(世帯主)のマイナンバーカード(表面)、運転免許証(運転経歴証明書)、健康保険証、介護保険証、在留カード等の写し(コピー)(いずれか1つ)を提出してください
※ 代理人名義の口座への振込を希望する場合は、「4. 代理申請・代理受給」欄に必要事項を記入の上、申請・請求者(世帯主)と代理人の両方の本人確認書類の写し(コピー)を提出してください

(令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる場合)

『新生児の出生日を証明する書類の写し(コピー)』 ※いずれか1つ
※ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児を含む世帯全員分の住民票や出生届出済証明(母子手帳内)等の写し(コピー)を提出してください

(加算給付対象児童と申請・請求者が別世帯の場合)

『対象児童を含む世帯全員分の住民票の写し(コピー)』

『対象児童と申請・請求者の関係がわかる戸籍謄本の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】にチェック(✓)がない場合や提出書類が不足している場合は、給付金が受け取れませんので再度確認してください

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

【提出期限】令和6年5月31日(金)必着

【問合せ先】
狭山市給付金コールセンター
電話: 0120-015-035
受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)